

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	博物館観覧料及び使用料の減免		
根拠法令及び条項	那覇市立壺屋焼物博物館条例第11条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市立壺屋焼物博物館観覧料及び使用料の徴収等に関する規則第4条及び第5条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成9年12月26日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月25日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化財課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(観覧料の免除)

第4条 条例第11条の規定に基づき、観覧料の全部を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の幼稚園の幼児並びに学校の児童及び生徒が学習を目的として観覧する場合
- (2) 前号に規定する者の引率者が学校行事等教育上の目的で観覧する場合
- (3) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が観覧する場合
- (4) 特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級(学校教育法第81条に規定する特別支援学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している幼児及び少年並びにその引率者が観覧する場合
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が観覧する場合
- (8) 知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更正相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障害者と判定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合
- (9) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が観覧する場合
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (11) その他市長が必要と認める場合

2 条例第11条の規定に基づき、観覧料の一部を免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市が共催する行事のため観覧する場合 観覧料の2分の1の額

- (2) 他の地方公共団体が主催する行事のため観覧する場合 観覧料の2分の1の額
- (3) 本市に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合 観覧料の2分の1の額
- (4) 市長が認める観光用クーポン等で観覧する場合 観覧料の5分の1の額
- (5) その他市長が必要と認める場合 観覧料の2分の1又は5分の1の額

3 前項の規定により観覧料の一部を免除する場合において、免除する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(使用料の免除)

第5条 条例第11条の規定に基づき、使用料を免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合 全額
- (2) 国又は他の地方公共団体が焼物等に関する行事に利用する場合 全額
- (3) その他市長が特に必要と認める場合 全額又は使用料の2分の1の額

2 前項の規定により使用料の一部を免除する場合において、免除する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。